

令和6年度東広島市生涯学習センター等消防用設備等点検及び
防火対象物定期点検業務仕様書

1 業務名

令和6年度東広島市生涯学習センター等消防用設備等点検及び防火対象物定期点検業務

2 履行場所

東広島市黒瀬生涯学習センターほか3施設

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和7年1月31日まで

4 業務対象施設の名称

- (1) 東広島市黒瀬生涯学習センター
- (2) 東広島市豊栄生涯学習センター
- (3) 東広島市安芸津生涯学習センター
- (4) 東広島市創作村

5 業務内容

施設名	位置等	業務内容	
		(1)消防設備等点検	(2)防火対象物定期点検
東広島市黒瀬生涯学習センター	東広島市黒瀬町菅田10番地	○	○
東広島市豊栄生涯学習センター	東広島市豊栄町鍛冶屋271番地	○	○
東広島市安芸津生涯学習センター	東広島市安芸津町三津4398番地	○	○
東広島市創作村	東広島市豊栄町乃美2839番地1	○	—

(1) 別に記載する防火対象物における消防用設備等の点検及び報告(消防法第17条の3の3)

(2) 別に記載する防火対象物における定期点検(消防法第8条の2の2)

6 業務目的

(1) 消防用設備等点検

消防設備等について専門的見地から点検等により劣化及び不具合の状況を把握し、故障・不具合を防止し、災害時における機能発揮に支障がない状態の維持に資すること。

(2) 防火対象物定期点検

防火管理者の業務内容若しくは防火対象物の防火管理状況等について、専門的見地から消防法第8条の2の2に規定する防火対象物の定期点検により、施設の防火管理の徹底を行うこと。

7 業務仕様

(1) 本仕様書に定めがない事項は、東広島市消防設備等点検業務共通標準事項（以下「標準事項」という。）による。

(2) 本仕様書及び標準事項に定めがない事項は、施設管理担当者と協議するものとする。
受注者は業務に支障をきたさないよう、業務に関する事項について前任の受注者から十分引き継ぎを受けること。また、受注者の変更がある場合は、後任の受注者が業務に支障をきたさないよう、業務に関する事項について後任の受注者へ十分に引き継ぎをすること。

(3) 著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている作業方法等の使用に関しては、その費用負担及び使用交渉の一切を受注者において行うものとする。

8 業務対象施設の概要

名称	階層・構造・面積等
東広島市黒瀬生涯学習センター	R C造 5階建て 述べ面積 5,381 平方メートル
東広島市豊栄生涯学習センター	R C造 2階建て 述べ面積 1,883 平方メートル
東広島市安芸津生涯学習センター	R C造 2階建て 述べ面積 1,370 平方メートル
東広島市創作村	S造 1階建て 述べ面積 363 平方メートル

9 機器点検及び総合点検等を行う消防設備の名称、数量等

点検の区分と実施時期は次のとおりとする。また、点検項目等については別紙「消防用設備機器リスト」のとおりとする。

施設名	点検の実施時期、内容及び方法	
	機器点検 (令和6年6月に実施)	機器点検・総合点検 (令和6年12月に実施)
「4 業務対象施設の名称」のとおり	1回	1回

1 0 業務詳細

(1) 各設備等の点検方法等は、次に基づき実施すること。

- ① 消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件（昭和 50 年消防庁告示第 14 号）に基づき実施すること。
- ② 消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件（平成 16 年消防庁告示第 9 号）
- ③ 消防用設備等の点検要領の全部改正について（平成 14 年消防予第 172 号）

(2) 非常用電源として設置されている非常用電源専用受電設備、蓄電池設備及び燃料電池設備は、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）による自家用電気工作物としての適用を受けるので、当該設備を有する施設にあっては、その施設に選任された電気主任技術者と防火管理者の立会いのもとに点検を行うよう努めること。また、電気事業法による保安規程に基づく維持管理が必要であるため、この点検と同時にを行うよう計画するよう努めること。

(3) 消防用設備等点検表示制度の運用の有無について

消防用設備点検表示制度の運用	当業務においては <input checked="" type="checkbox"/> 該当する・しない
----------------	---

※「該当する」と記載した業務については、次に基づき実施するものとする。

- ① 消防用設備等点検済表示制度について（平成 8 年消防予第 61 号）
- ② 消防用設備等点検済表示制度推進要綱（平成 3 年消安セ規程第 11 号）

1 1 防火対象物定期点検

(1) 点検内容

消防法及び同法施行規則第 4 条の 2 の 6 に定める点検基準に適合しているかについて、関係法令に基づき点検を実施するものとする。

(2) 報告書の提出について

消防法施行規則第 4 条の 2 の 4 第 3 項の規定による様式（防火対象物点検結果報告書及び防火対象物点検票等）によること。

1 2 委託料の支払い

(1) 本委託は、部分払金を次のとおり請求できるものとする。

履行区分	支払金額	支払種別
消防用設備等点検(機器点検 (6 か月点検)) 履行分	円	部分払 (部分引渡し)
消防用設備等点検(機器点検及び総合点検 (1 年点検))及び防火対象物定期点検履行分	円	完了払

(2) 部分払金を請求しようとするときは、当該履行区分の履行報告を行っていない限りならない。

1.3 特記事項

(1) 消防設備等点検業務実施に当たっての留意事項

ア 消防用設備等の点検は、消防設備士又は消防設備点検資格免許を保有する者が、それぞれ免許に記入されている種類の点検を行うものとする。

イ 受注者が点検等の業務を行う際には、施設管理担当者等を立ち合わせるものとする。

ウ 受注者は、定期点検等の結果、必要があるときは施設管理者等との協議の上、消防用設備の調整若しくは修理を行う。なお、修理にあたって本契約金額とは別に費用を要する場合は、事前に発注者に報告を行い、その指示に従うものとする。

エ 別紙「消防用設備機器リスト」は、参考であり、このリストに記載がない場合であっても、法令により点検対象となるものは点検を実施し、報告すること。

オ 点検後、法令の定める様式を用いて報告書を必要部数作成すること。

①機器点検（1回目）完了時

報告書を2部作成し、生涯学習課に提出する。

②機器点検（2回目）及び総合点検完了時

報告書を3部作成し、生涯学習課に提出する。

(2) 防火対象物定期点検業務実施に当たっての留意事項

ア 点検実施回数及び点検時期

防火対象物の点検の回数は、年1回とし、令和6年12月に実施する。

イ 防火対象物の定期点検は、消防法施行規則第4条の2の4第4項に規定する防火対象物点検資格者が行うものとする。

ウ 受注者が点検等の業務を行う際には、施設の防火管理者等を立ち合わせるものとする。

エ 受注者は、定期点検の結果、不備内容については是正等助言若しくはその他必要事項の指導を行うものとする。

オ 点検後、法令の定める様式を用いて報告書を3部作成し、生涯学習課に提出すること。

(3) その他業務実施に当たっての留意事項

ア 委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

イ 受注者は、業務実施前に発注者と事前に協議し、作業ごとに実施日時・作業方法等を決定し、業務実施計画書（工程表）を作成し、提出するものとする。

ウ 業務の実施に当たっては、施設利用者等に対して礼儀正しく応対し、不快感を与えるような言動その他の施設利用者等の迷惑とならないよう注意すること。

エ 業務の実施に当たっては、施設内で執務する職員等に支障のないように十分注意すること。

オ 業務の実施に当たっては必要な関係官庁への届出は、発注者と打合せの上、遺漏のないよう行うものとする。

カ 業務の実施に当たって、万一事故が発生した場合には、迅速かつ的確な処理を講じたうえで、速やかに発注者に報告する。

- キ 受注者は、点検等の結果、不具合若しくはその兆候を確認したとき又は修理を必要とする箇所が発見されたときは、直ちに不具合の状況の説明、又は具体的にその内容を明らかにした書面をもって、発注者に通知し、指示を受けるものとする。
- ク 施設管理者等より業務の実施状況についての確認の求めがあった場合には、これに立ち会う。
- ケ 業務期間中に工事等を実施する施設については、協議の上業務内容を変更する場合がある。
- コ その他本業務の遂行上、必要と認められる事項については、協議の上定める。

1 4 問い合わせ先（発注担当課）

東広島市教育委員会 生涯学習部 生涯学習課 学習支援係

電 話 0 8 2 - 4 2 0 - 0 9 7 9

F A X 0 8 2 - 4 2 2 - 1 6 1 0

消防用設備機器リスト

分類	詳細	単位	黒瀬	豊栄	安芸津	創作村	合計
消火器	小型粉末消火器加圧式	本	55	22	18	3	98
屋内・屋外消火栓設備	加圧送水装置	台	1	1	0	0	2
	操作盤	台	1	1	0	0	2
	消火栓箱	台	18	6	0	0	24
	起動スイッチ	個	18	6	0	0	24
	表示灯	個	18	6	0	0	24
	呼水装置	式	1	1	0	0	2
	水源	式	1	1	0	0	2
	放水試験(総合点検時)	式	1	1	0	0	2
	配線(総合点検時)	式	1	1	0	0	2
	消火栓ホース耐圧試験	式	18	4	0	0	22
自動火災報知設備	P型2級受信機	台	0	0	0	0	0
	P型1級受信機(10回線以下)	台	1	1	1	0	3
	差動式スポット型感知器	個	64	35	29	0	128
	定温式スポット型感知器	個	101	10	2	0	113
	煙感知器光電式・イオン化式	個	80	24	23	0	127
	発信機P-1/P-2	個	19	7	4	0	30
	表示灯	個	19	7	4	0	30
	地区音響装置	個	20	9	6	0	35
	消火栓起動装置	個	1	1	1	0	3
	常用電源(交流電源)	組	1	1	1	0	3
	非常電源(蓄電池設備)	組	1	1	1	0	3
	配線(総合点検時)	式	1	1	1	0	3
避難器具	はしご	組	0	0	0	0	0
	緩降機建物階数6以下	組	0	0	0	0	0
	緩降機建物階数3以下	組	0	0	0	0	0
	緩降機建物階数4以下	組	0	0	0	0	0
非常放送設備	増幅器操作部(200W以下)	台	1	1	1	0	3
	スピーカー回線	個	102	29	28	0	159
	音量調整器	個	102	29	28	0	159
	起動装置	個	1	1	1	0	3
	常用電源(交流電源)	個	1	1	1	0	3
	非常電源(蓄電池設備)	組	1	1	1	0	3
	配線(総合点検時)	式	1	1	1	0	3
誘導灯及び誘導標識	誘導灯	灯	153	59	15	2	229
	配線(総合点検時)	式	1	1	1	1	4
防火・排煙設備	制御盤	台	1	1	1	0	3
	ダンパー(手動復旧型)	個	4	1	0	0	5
	排煙口	個	5	0	0	0	5
	煙感知器3種光電式・イオン化式	個	17	3	10	0	30
	防火戸(ドア式S型)	個	10	1	0	0	11
	防火シャッター(手動式)	個	1	1	0	0	2
	防火シャッター(電動式)	個	0	0	1	0	1
	排煙装置(エンジンモーター駆動)	個	1	0	0	0	1
	排煙装置起動盤	個	1	0	0	0	1
	配線(総合点検時)	式	1	1	1	0	3
非常電源専用受電設備	低圧受電設備	式	1	1	0	0	2
	配線(総合点検時)	式	1	1	0	0	2
非常電源専用受電設備 (自家発電装置)	ディーゼル発電装置30KVA以下	組	1	1	0	0	2
	配線(総合点検時)	式	1	1	0	0	2
粉末消火設備	粉末タンク(操作部含む)	台	1	0	0	0	1
	加圧用窒素容器	台	1	0	0	0	1
	薬剤点検	台	1	0	0	0	1
	ホースリール	個	1	0	0	0	1
	作動試験	式	1	0	0	0	1